

消費生活情報メール

第37号 兵庫県立消費生活総合センター

TEL : 078-302-4001 FAX : 078-302-4002 URL : <https://www.seiken.server-shared.com/>

【消費生活相談電話番号：078-303-0999 または 188（局番なし）】

『1回だけ』のつもりだったのに～！

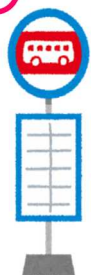
インターネットを見ていると「お試し価格」や「初回限定」など、安い値段で販売しているサプリや化粧品などの広告を目にします。

「お小遣いの範囲で買えると思って注文したら、次の月も同じ商品が届いた！それも定価で……💧 広告を見直したら、定期購入が条件になっていて、さらに2回目からは定価販売で高い！」という相談が、大人だけでなく、中学生や高校生からも寄せられています！

脱毛クリーム……試してみたいな。
980円か～。お小遣いで買えるし、
買っちゃえ！



最近にきび、気になるなあ。
あ、にきびケア
化粧水だ。お試し
500円いいな……



ダイエットサプ
リ初回 100円！
安い～♪



翌月……



また試供品が届いた……？



今度は定価 9,000円？！



注文前に、よく確認！



- ☆ 「初回」「お試し」「1 回だけ」というような表示の場合、定期購入が条件となっていることがあります。
- ☆ 通信販売はクーリング・オフできません。定期購入かどうか、中途解約や返品はできるのか、など、注文前によく確認しましょう。
- ☆ ネット通販を利用する時は、申し込みの「最終確認画面」を保存・印刷しておきましょう。

利用する時の注意点



- ☆ 「お試しのサプリを飲んでおなかが痛くなった」「脱毛クリームを試したところ、かぶれた」などといったトラブルが発生することもあります。
- ☆ 体調に異変を感じたらすぐ摂取、使用をやめ、症状が重い場合は、商品等を持って速やかに病院を受診しましょう。
- ☆ 健康維持の基本は、バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養。お試し商品も気になるけど、まずは生活のリズムを整えましょう。

相談事例

- 動画投稿サイトで除毛クリーム 980 円の広告を見て、1 回だけと思い注文した。翌月、2 回目が届き、7,000 円請求された。今はその広告が確認できないが、6 回の契約のようだ。解約したい。(高校生 男子)
- 11 歳の娘がネットの広告を見て、初回無料のダイエットサプリを注文したようだ。定期購入の初回が無料だったのを勘違いしたらしい。定期購入を止めたいが、解約の電話をしてもいつも話し中で困っている。(親からの相談)
- 小学生の息子がネット通販でニキビケアの化粧品を 500 円で購入。初回が届いたが、あと 3 回購入する必要がある、総額数万円になるようなので、契約をやめたい。(親からの相談)